

期中レビュー基準報告書第 1 号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
期中レビュー基準報告書第 1 号	期中レビュー基準報告書第 1 号
独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー 2007 年 10 月 30 日 改正 2009 年 7 月 8 日 改正 2011 年 7 月 8 日 改正 2012 年 6 月 22 日 改正 2016 年 2 月 26 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 4 月 7 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2021 年 12 月 7 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2024 年 3 月 28 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 3 月 18 日 改正 2025 年 7 月 17 日 改正 2026 年 3 月 18 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 44 号) 《Ⅰ はじめに》 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー 2007 年 10 月 30 日 改正 2009 年 7 月 8 日 改正 2011 年 7 月 8 日 改正 2012 年 6 月 22 日 改正 2016 年 2 月 26 日 改正 2020 年 3 月 17 日 改正 2021 年 4 月 7 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2021 年 12 月 7 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 3 月 16 日 改正 2024 年 3 月 28 日 改正 2024 年 9 月 26 日 改正 2025 年 3 月 18 日 改正 2025 年 7 月 17 日 最終改正 2026 年 3 月 18 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 44 号) 《Ⅰ はじめに》 (省 略) 《Ⅱ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)

改正案	現 行
《Ⅲ 要求事項》 (省 略) 《4. 期中レビュー手続》 (省 略) 《(6) 経営者からの書面による確認》 (省 略)	《Ⅲ 要求事項》 (省 略) 《4. 期中レビュー手続》 (省 略) 《(6) 経営者からの書面による確認》 (省 略)
37. 監査人は、経営者に、以下の事項について記載した経営者確認書を提出するように要請しなければならない。 (1) 期中レビュー契約書において合意したとおり、経営者が中間財務諸表の作成に関連すると認識している又は期中レビューに関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨 (2) 全ての取引が記録され、中間財務諸表に反映されている旨 (3) 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、経営者にあることを承知して <u>おり</u> 、その責任を適切に果たした旨 (4) 不正による中間財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨 (5) 以下の企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を監査人に示した旨 ① 経営者による不正又は不正の疑い ② 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い ③ 上記以外の者による中間財務諸表に影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い (6) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間財務諸表に影響する不正の疑い（不正の申立てを含む。）がある事項に関する情報を監査人に示した旨 (7) 中間財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いを全て監査人に示した旨 (8) 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての中間財務諸表に対して重要性がないと判断している旨（当該未修正の虚偽表示の要約は経営者確認書に記載するか又は添付することを求めなければならない。） (9) 中間財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等を、全て監査人に示した旨及び期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に処理し開示した旨 (10) 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断している旨 (11) 関連当事者の名称、認識している全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を監査人に示した旨並びに当該関係及び取引を期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理している旨 (12) 中間決算日後に発生し、かつ、期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基	37. 監査人は、経営者に、以下の事項について記載した経営者確認書を提出するように要請しなければならない。 (1) 期中レビュー契約書において合意したとおり、経営者が中間財務諸表の作成に関連すると認識している又は期中レビューに関連して監査人が依頼した全ての情報及び情報を入手する機会を監査人に提供した旨 (2) 全ての取引が記録され、中間財務諸表に反映されている旨 (3) 不正を防止し発見する内部統制を整備及び運用する責任は、経営者にあることを承知して <u>いる</u> 旨 (4) 不正による中間財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を監査人に示した旨 (5) 以下の企業に影響を与える不正又は不正の疑いがある事項に関する情報が存在する場合、当該情報を監査人に示した旨 ① 経営者による不正又は不正の疑い ② 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い ③ 上記以外の者による中間財務諸表に <u>重要な</u> 影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い (6) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間財務諸表に影響する <u>不正の申立て又は不正の疑い</u> がある事項に関する情報を監査人に示した旨 (7) 中間財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている違法行為又はその疑いを全て監査人に示した旨 (8) 未修正の虚偽表示の与える影響が個別にも集計しても全体としての中間財務諸表に対して重要性がないと判断している旨（当該未修正の虚偽表示の要約は経営者確認書に記載するか又は添付することを求めなければならない。） (9) 中間財務諸表を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等を、全て監査人に示した旨及び期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に処理し開示した旨 (10) 会計上の見積りを行う際に使用した重要な仮定が合理的であると判断している旨 (11) 関連当事者の名称、認識している全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を監査人に示した旨並びに当該関係及び取引を期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理している旨 (12) 中間決算日後に発生し、かつ、期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基

改正案	現 行
準により中間財務諸表の修正又は中間財務諸表における開示が要求される全ての事象を、適切に修正又は開示した旨 (省 略) 《Ⅳ 適用指針》 (省 略) 《３．期中レビュー手続》 (省 略) 《(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続》(第 18 項参照) (省 略) 《① 質問及び分析的手続》(第 22 項参照) A12.「期中レビュー基準」第二 実施基準 5において、監査人は、中間財務諸表の重要な項目に関して、それらの項目が期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているかどうか、及び、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか等について、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施することが求められている。この質問に際しては、質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な経営者又は役職者等に対して実施する必要があることに留意する。 質問の例示は、次のとおりである。 (1) 期中レビュー対象となる中間財務諸表について、以下の事項を質問する。 ・ 中間財務諸表が期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に作成されているか。 ・ 重要な会計方針又は表示方法の変更(会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。)があるか(変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等)。 ・ 新たに会計方針を採用又は適用すべき重要な新規事象、取引等はあるか。 ・ 中間財務諸表における会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定や見積り計算方法などに変更があるか。 ・ 簡便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用しているか(簡便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用している場合には、その内容及び簡便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用することの合理性)。 ・ 偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したか(重要な偶発債務又は偶発損失が存在した場合には、その内容並びに会計処理及び開示の方針)。 ・ その他、中間財務諸表の作成に係る重要な事項があるか。 － 未修正の虚偽表示があるか(未修正の虚偽表示がある場合には、その内容)。 － 企業結合や事業セグメントの売却などの中間財務諸表に重要な影響を与える可能性のある非定型的又は複雑な事象や取引があるか。 － 関連当事者との取引が適切に計上されているか。	準により中間財務諸表の修正又は中間財務諸表における開示が要求される全ての事象を、適切に修正又は開示した旨 (省 略) 《Ⅳ 適用指針》 (省 略) 《３．期中レビュー手続》 (省 略) 《(4) 質問、分析的手続その他の期中レビュー手続》(第 18 項参照) (省 略) 《① 質問及び分析的手続》(第 22 項参照) A12.「期中レビュー基準」第二 実施基準 5において、監査人は、中間財務諸表の重要な項目に関して、それらの項目が期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されているかどうか、及び、会計方針の変更や新たな会計方針の適用があるかどうか等について、経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者その他適切な者に質問を実施することが求められている。この質問に際しては、質問事項について十分な知識を有し、責任をもって回答できる適切な経営者又は役職者等に対して実施する必要があることに留意する。 質問の例示は、次のとおりである。 (1) 期中レビュー対象となる中間財務諸表について、以下の事項を質問する。 ・ 中間財務諸表が期中財務諸表に係る一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に作成されているか。 ・ 重要な会計方針又は表示方法の変更(会計基準等の改正に伴う会計方針又は表示方法の変更を含む。)があるか(変更がある場合には、その内容、理由及び適切に遡及適用されているか等)。 ・ 新たに会計方針を採用又は適用すべき重要な新規事象、取引等はあるか。 ・ 中間財務諸表における会計方針の適用に当たって経営者が設けた仮定や見積り計算方法などに変更があるか。 ・ 簡便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用しているか(簡便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用している場合には、その内容及び簡便的な会計処理又は期中特有の会計処理を採用することの合理性)。 ・ 偶発債務等の重要な会計事象又は状況が発生したか(重要な偶発債務又は偶発損失が存在した場合には、その内容並びに会計処理及び開示の方針)。 ・ その他、中間財務諸表の作成に係る重要な事項があるか。 － 未修正の虚偽表示があるか(未修正の虚偽表示がある場合には、その内容)。 － 企業結合や事業セグメントの売却などの中間財務諸表に重要な影響を与える可能性のある非定型的又は複雑な事象や取引があるか。 － 関連当事者との取引が適切に計上されているか。

改正案	現 行
－ 重要な契約が締結されているか。重要な契約又はそれに伴う契約債務に重大な変更がないか。 (2) 不正による中間財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価について質問する。 (3) 次の者が関与する企業に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関する情報の有無について質問する。 ・ 経営者 ・ 内部統制において重要な役割を担っている従業員 ・ 中間財務諸表に影響を及ぼすような不正に関与している者 (4) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間財務諸表に影響を及ぼす不正の疑い（不正の申立てを含む。）に関する情報の有無について質問する。 (5) 中間財務諸表に重要な影響を与える違法行為の有無について質問する。 (6) 中間財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が中間財務諸表において適切に会計処理及び開示されているかについて質問する。 (7) 社債、借入金等に係る契約条項を遵守しているかについて質問する。 (8) 中間会計期間末日近くに重要な取引が発生したか否かについて質問する。 (9) 簿外資産・負債の有無について質問する。 (10) 訴訟事件等の有無について質問する。 ・ 偶発債務、後発事象等の検討において訴訟事件の有無（今後の発生可能性の有無を含む。）及びその会計処理、開示の適正性について質問を行うこととなるが、通常期中レビューにおいては、弁護士への確認等の実証手続の実施を要しない。しかしながら、中間財務諸表に係る会計処理や開示に疑義があり、顧問弁護士が関連する情報を有していると考えられる場合は、顧問弁護士と協議を行うことを検討する。 （省 略） 以 上	－ 重要な契約が締結されているか。重要な契約又はそれに伴う契約債務に重大な変更がないか。 (2) 不正による中間財務諸表の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価について質問する。 (3) 次の者が関与する企業に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関する情報の有無について質問する。 ・ 経営者 ・ 内部統制において重要な役割を担っている従業員 ・ 中間財務諸表に<u>重要な</u>影響を及ぼすような不正に関与している者 (4) 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間財務諸表に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いに関する情報の有無について質問する。 (5) 中間財務諸表に重要な影響を与える違法行為の有無について質問する。 (6) 中間財務諸表に重要な影響を及ぼすと認められる事項に気が付いた場合には、当該事項の内容が中間財務諸表において適切に会計処理及び開示されているかについて質問する。 (7) 社債、借入金等に係る契約条項を遵守しているかについて質問する。 (8) 中間会計期間末日近くに重要な取引が発生したか否かについて質問する。 (9) 簿外資産・負債の有無について質問する。 (10) 訴訟事件等の有無について質問する。 ・ 偶発債務、後発事象等の検討において訴訟事件の有無（今後の発生可能性の有無を含む。）及びその会計処理、開示の適正性について質問を行うこととなるが、通常期中レビューにおいては、弁護士への確認等の実証手続の実施を要しない。しかしながら、中間財務諸表に係る会計処理や開示に疑義があり、顧問弁護士が関連する情報を有していると考えられる場合は、顧問弁護士と協議を行うことを検討する。 （省 略） 以 上
・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 12 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 63-3 項及び付録 1） － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2023 年 1 月 12 日改正）	・ 本報告書（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 12 項） － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ 本報告書（2023 年 3 月 16 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 倫理規則（2022 年 7 月 25 日変更） （修正箇所：第 63-3 項及び付録 1） － 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（2023 年 1 月 12 日改正）

改正案	現 行
－品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2023年1月12日改正） （上記以外の修正箇所） ・本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正） －監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） ・本報告書（2025年3月18日改正及び2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 －監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） ・本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」（ 年 月 日改正）	－品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（2023年1月12日改正） （上記以外の修正箇所） ・本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 －監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正） －監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） ・本報告書（2025年3月18日改正及び2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。 －監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）
《付録1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》 （省 略） 《付録2 経営者確認書の記載例》 （省 略） 中間連結財務諸表 （省 略） 2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しており、<u>その責任を適切に果たしております。</u> （省 略） 提供する情報 （省 略） 12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 －経営者による不正又は不正の疑い －内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い －上記以外の者による中間連結財務諸表に影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間連結財務諸表に影響を及ぼす不正の疑い（<u>不正の申立てを含む。</u>）がある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 （省 略） 以 上	《付録1 中間財務諸表に対する期中レビュー報告書の文例》 （省 略） 《付録2 経営者確認書の記載例》 （省 略） 中間連結財務諸表 （省 略） 2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。 （省 略） 提供する情報 （省 略） 12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 －経営者による不正又は不正の疑い －内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い －上記以外の者による中間連結財務諸表に<u>重要な</u>影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い 13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した中間連結財務諸表に影響を及ぼす<u>不正の申立て又は</u>不正の疑いがある事項に関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。 （省 略） 以 上

改正案	現 行
以 上	以 上